

24 琴情答申第1号  
平成24年6月8日

琴平町議会  
議長 白杵 善弘 様

琴平町情報公開審査会  
会長 山崎 壮太郎



## 答申書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

### 諮問事項

実施機関 琴平町議会事務局

諮問日 平成24年4月11日（24琴議発第2号）

事件名 平成24年2月27日付け23琴議発第86号文書による非公開決定に関する件

### 第1 審査会の結論

琴平町議会事務局が、平成24年2月27日付け23琴議発第86号文書で異議申立人に対し非公開決定（以下「本件処分」という。）とした判断は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成24年2月14日付けで、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 平成23年12月定例琴平町議会の議事録作成に係る一切の発注仕様書、契約書、見積書、請求書、納品書、支出金調書その他の会計書類。
- (2) 上記1記載の議会の一般質問及びそれに対する答弁部分の録音物を反訳した文書、並びに反訳に関する契約書。

(3) 上記1記載の議会の一般質問及びそれに対する答弁部分の録音テープその他の電磁的記録の全部

## 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成24年2月27日付けで本件処分、すなわち、上記1(1)、(3)の請求のうち、平成23年12月定例琴平町議会の議事録作成に係る納品書、及び同議会の一般質問に係る録音テープその他の電磁的記録の全部を非公開とする決定を行い異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成24年3月26日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容等

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し全部公開する決定を求める。」というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、琴平町情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部開示する必要がある。
- (2) 本件「決定通知書」記載の「上記部分を公開しない理由」は、条例に規定する非公開事由に該当しない。反訳業者から提出された納品関係書類が存在しない理由はない。本件2月14日現在で録音テープを消去したとは考えられない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分事由が明示されていないので、条例第8条に違反し本件処分は無効である。

### 第4 実施機関の説明の要旨

#### 1 非公開決定の理由について

実施機関は、次のとおりから、本件処分を行ったというものである。

(1) 平成 23 年 12 月琴平町定例会の議事録作成に係る納品書について

平成 23 年 12 月琴平町定例会の議事録作成に係る納品書はそもそも存在しない。同議事録作成に係る請求書に明細が記載されていることから、納品書が不存在であることは財務会計上も問題がないことである。以上のように、平成 23 年 12 月琴平町定例会の議事録作成に係る納品書は不存在により、非公開とした。

(2) 平成 23 年 12 月琴平町定例会の一般質問に係る録音テープその他の電磁的記について

平成 23 年 12 月琴平町定例会の一般質問に係る録音テープその他の電磁的記にあたるものとして、テープレコーダー及び IC レコーダーによるものがある。これらの録音物は、録音・保存義務があるために録音するものではなく、議会終了後に議事録を作成するため議会事務局が補助的に用いるものである。したがって、これら録音物は議事録の作成が終了した 2 月 14 日の時点では、削除しており、存在しない。そのため、平成 23 年 12 月琴平町定例会の一般質問に係る録音テープその他の電磁的記録は不存在により、非公開とした。

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件行政文書の内容等

本件異議申立てに係る請求文書は、平成 23 年 12 月琴平町定例会の議事録作成に係る納品書、及び同議会の一般質問に係る録音テープその他の電磁的記録の全部である。

### 2 不存在とする行政文書について

(1) 平成 23 年 12 月琴平町定例会の議事録作成に係る納品書について

異議申立人は、反訳業者から提出された納品関係書類が存在しない理由はなく、存在するため、全部公開するべきであると主張している。この点につき、実施機関に確認したところ、実施機関は納品書は存在せず、納品書が不存在であることは財務会計上も問題がないことであると回答を受けた。

当審査会としては、実施機関の回答は虚偽のものとは考えられず、不合理な点もないことから、平成 23 年 12 月琴平町定例会の議事録作成に係る納品書は存在しないとして本件異議申立てに係る請求文書を非公開とした実施機関の判断は妥当であると判断する。

(2) 平成 23 年 12 月琴平町定例会の一般質問に係る録音テープその他の電磁的記録について

異議申立人は、本件 2 月 14 日現在で録音テープ等電磁的記録を消去したとは考えられないため、存在しており、全部公開するべきであると主張している。これに対し、実施機関からは、平成 23 年 12 月琴平町定例会の一般質問に係る録音テープその他の電磁的記録には保存義務はなく、議会終了後に議事録を作成するため議会事務局が補助的に用いるものであるから、議事録の作成が終了した 2 月 14 日の時点では、既に削除しており不存在である旨の説明を受けた。

当審査会としては、実施機関の回答は虚偽のものとは考えられず、不合理な点もないことから、平成 23 年 12 月琴平町定例会の一般質問に係る録音テープその他の電磁的記録の全部は存在しないとして本件異議申立てに係る請求文書を非公開とした実施機関の判断は妥当であると判断する。

## 第 6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| (1) 平成 24 年 4 月 11 日 | 諮詢 (24 琴議発第 2 号) の受理 |
| (2) 同年 5 月 21 日      | 審議                   |